

平成 26 年度教育委員会事務局定期監査措置結果報告

指摘事項	措置結果通知（平成 27 年 9 月受領）
<p>区は、学校教育法第 81 条の規定に基づき、区立小・中学校に設置された特別支援学級のうち、固定学級に通っている児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を目的として、特別支援学級連合遠足、連合移動教室（以下、「連合行事」という。）の参加費全額について支援（以下、「校外教授費」という。）を行っている。</p> <p>校外教授費は、支給について定めた要綱等がなく、目的、対象、手続等の基準が明確に規定されていないまま、以下の事務処理を基本として支給されている。</p> <p>（1）連合行事へ参加を希望する児童又は生徒の保護者は、校外教授費の請求・受領・支払・返納に関する一切の権限を学校長に委任するとして委任状を固定学級が設置されている区立小・中学校（以下、「固定学級設置校」という。）の校長に提出する。</p> <p>（2）固定学級設置校の校長が、連合行事の参加予定者及び保護者の氏名を記載した「就学奨励費請求書」を学務課に提出する。</p> <p>（3）学務課は、内容確認を行った上で、支給の手続を行う。</p> <p>（4）支給は、学務課長が資金前渡を受け、交通費等を事業者を支払い、それ以外の経費（写真代及び行事教材費）については、連合行事の計画立案及び共同で使用する物品等を購入する幹事校又は会計校（以下、「幹事校等」という。）に現金で分配する。</p> <p>（5）幹事校等は、事前に一括購入するものの経費を除いた金額を固定学級設置校に現金で分配する。</p> <p>（6）事業終了後、固定学級設置校の校長は、当日の欠席人数と支払額及び戻入金額等を記入した「戻入理由書」を学務課に提出する。</p> <p>（7）学務課は、「戻入理由書」により清算の手続</p>	<p>指摘事項に基づき、調査及び措置等を行ってまいりましたが、このたび、調査結果と対応、今後の再発防止に向けた取り組みについてとりまとめましたので、以下のとおり報告します。</p> <p>行政監査及び定期監査における指摘に基づき、学務課において、各校が提出した当該事業にかかる平成 24・25・26 年度分の会計帳簿等の点検・確認を行い、支出の実態を明らかにするとともに、事務処理の適正化を図りました。</p> <p>① 平成 26 年度の校外教授費の支出金</p> <p>実態調査の結果、平成 26 年度の校外教授費の資金前渡額 8,538,000 円のうち連合行事支出額は 7,245,939 円、残余额は 1,292,061 円でしたが、既戻入額 402,438 円を差し引いた 889,623 円は戻入していませんでした。</p> <p>この戻入していない金額 889,623 円のうち、連合行事以外の目的として、501,416 円の支出があることが判明しました。支出内容を点検したところ、特別支援学級の児童・生徒の保護者負担軽減を目的として、設置校の授業で使用する教材及び学級運営に必要な物品の購入等に充てられたものであることを確認しました。本来であれば、これらの経費については正当な予算科目から支出すべきものであり、振替収支の処理が必要であります。振替先の予算金額の不足等により適正な振替が困難なことから、扶助費の支出として確定し、支出額に含めて整理を行うこととしました。その結果、支出額（清算額）は 7,747,355 円、戻入すべき金額は 790,645 円となりました。このうち、既戻入額 402,438 円を差し引いた 388,207 円（設置校で保管している現金）について、3 月 31 日に戻入処理を行いました。</p> <p>② 平成 25 年度以前の校外教授費の支出金</p> <p>実態調査の結果、25 年度・24 年度（中学校のみ）の支出内容については、平成 26 年度と同様、連合行事費の支出のほか、児童・生徒の保護者負担軽減を目的に、設置校の授業で使用する教材及び学</p>

指摘事項	措置結果通知（平成 27 年 9 月受領）																
<p>を行う。</p> <p>上記の事項について、所管課である学務課の定期監査を実施したところ、以下の事実が確認された。</p> <p>(1) 学務課が様式を定め、固定学級設置校に提出を求めている「戻入理由書」のうち、中学校の連合遠足分の様式には、写真代及び行事教材費の戻入金額欄に、あらかじめ、「0円」が印字されていた。</p> <p>(2) 平成 26 年度校外教授費に係る歳出予算整理簿により確認された内容は以下のとおりであった。</p> <table border="0" data-bbox="220 790 813 920"> <tr> <td>資金前渡受額</td> <td>8,538,000 円(A)</td> </tr> <tr> <td>連合行事支出額</td> <td>8,135,562 円(B)</td> </tr> <tr> <td>残余额(戻入額)</td> <td>402,438 円(C=A-B)</td> </tr> </table> <p>一方、学務課が実施した平成 26 年度校外教授費の学校別実態調査の結果は以下の内容であった。</p> <table border="0" data-bbox="220 1077 813 1207"> <tr> <td>資金前渡受額</td> <td>8,538,000 円(A)</td> </tr> <tr> <td>連合行事支出額</td> <td>7,245,939 円(D)</td> </tr> <tr> <td>残余额</td> <td>1,292,061 円(E=A-D)</td> </tr> </table> <p>(3) なお、実態調査により確認された残余额(E)1,292,061 円から既に戻入されている残余额(C)402,438 円を差引いた 889,623 円は戻入されておらず、以下のように処理されていた。</p> <table border="0" data-bbox="248 1413 813 1496"> <tr> <td>連合行事以外の用途による支出</td> <td>501,416 円</td> </tr> <tr> <td>固定学級設置校で現金を保管</td> <td>388,207 円</td> </tr> </table> <p>以上のことから、校外教授費に関する資金前渡、支払及び残余金の戻入等の事務処理は、極めて不適正である。</p> <p>学務課は、今後、二度とこうした事態を繰り返さぬよう、以下の事項に対し、必要な改善措置を講じるべきである。</p> <p>(1) 平成 26 年度の校外教授費の支出金については、正当な支出金額による清算を行うこと。</p> <p>(2) 平成 25 年度以前の校外教授費の支出金については、早急に実態を調査し、残余金について</p>	資金前渡受額	8,538,000 円(A)	連合行事支出額	8,135,562 円(B)	残余额(戻入額)	402,438 円(C=A-B)	資金前渡受額	8,538,000 円(A)	連合行事支出額	7,245,939 円(D)	残余额	1,292,061 円(E=A-D)	連合行事以外の用途による支出	501,416 円	固定学級設置校で現金を保管	388,207 円	<p>級運営に必要な物品の購入等に充てられたものであることを確認しました。また、一部の中学校において、繰越処理が行われ、翌年度の支出に充てられていたことが判明しました。さらに、小中学校とも、一部残金があることを確認したため、残金の計 80,975 円(24 年度 11,144 円、25 年度 69,831 円)を過年度分としてまとめ、7月17日に返還しました。</p> <p>なお、小学校の24年度分及び設置校全校の23年度以前の会計帳簿等は保管されていなかったことから、各校長及び担当教諭から支出状況について聴取を行ったところ、全額、連合行事の目的及び特別支援学級の運営において必要な経費のために支出しているとの報告を受け、可能な限り内容を確認しました。</p> <p>③ 平成 27 年度以降の対応・再発防止に向けて</p> <p>平成 27 年度の校外教授費については、要綱を整えて事務の適正化を図りました。また、現行の奨励費による支援から公費負担による事業として整理し、支出科目を変更の上、事業を実施しました。</p> <p>今後は、27年度実施状況を検証し、実施方法等について、引き続き改善を図っていきます。</p> <p>さらに、他の事業においても同様の課題がないか、点検を行うとともに、会計事務の適正な執行について、研修等を実施し、改めて全職員に周知徹底し、意識啓発を図ります。</p>
資金前渡受額	8,538,000 円(A)																
連合行事支出額	8,135,562 円(B)																
残余额(戻入額)	402,438 円(C=A-B)																
資金前渡受額	8,538,000 円(A)																
連合行事支出額	7,245,939 円(D)																
残余额	1,292,061 円(E=A-D)																
連合行事以外の用途による支出	501,416 円																
固定学級設置校で現金を保管	388,207 円																

指摘事項	措置結果通知（平成 27 年 9 月受領）
<p>返還すること。</p> <p>（3）学務課及び固定学級設置校は、平成 27 年度に向けて要綱等で支給に関する目的、対象、事務手続について基準を定め、マニュアルを作成するなど事務処理手順を整えて、事務の適正化を図り、再発防止に取り組むこと。</p> <p>なお、行政監査報告書に示した校外教授費に対する検討・改善を求めた事項についても、十分に検討を重ねて事務処理の適正化に向けて取り組まれたい。</p>	